

苫小牧市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査は、社会福祉法、社会福祉各法及び関係通知等に基づき、法人運営及び事業経営について監査を行うことにより、適正かつ円滑な法人運営と事業運営の確保を図ることを目的として実施するものとし、この要綱は、指導監査の実施に関する基本事項を定めるものである。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、主たる事務所が本市の区域内にある法人（本市の区域のみで事業を行うものに限る。）とする。

(指導監査の種類・実施の周期等)

第3条 指導監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）に基づき実施する。

(指導監査の実施計画)

第4条 法人に対する指導監査（一般監査に限る。）の実施にあたっては、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定の上、実施する。

(指導監査の実施通知)

第5条 実地による指導監査の実施にあたっては、対象となる法人に対して、指導監査の根拠規程、日時、場所、指導監査担当者及び準備すべき書類等を通知するものとする。

なお、一般監査においては、原則として3週間前までに通知するとともに、「社会福祉法人・社会福祉施設運営調書」（以下「調書」という。）を送付し、事前に当該法人から提出させるものとする。

(指導監査の実施方法)

第6条 指導監査は、原則として職員2名以上で実施するものとし、調書に基づく各項目について、法人の役職員、施設長及び施設職員等から状況を聴取するとともに、関係書類及び施設状況を確認し実施することとする。

(講評)

第7条 指導監査にあたる職員は、実地の指導監査の終了後、改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

第8条 指導監査の結果、改善を要する事項が認められる場合は、次の各号により定める文書指摘、口頭指摘及び助言の区分を明示し、原則として1箇月以内に法人に通知するものとする。

- (1) 文書指摘 法令又は通知等の違反が認められる場合。
- (2) 口頭指摘 法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微であり、文書指摘を行わずとも改善が認められる場合。
- (3) 助言 法令又は通知等の違反が認められない場合でも、法人運営に資するものと

考えられる場合。

(改善等の指示)

第9条 文書指摘及び口頭指摘とした事項については、通知後2箇月以内に改善状況に関する報告書を求めるとともに、必要に応じて改善状況を確認するために実地による調査等を実施するものとする。

2 文書指摘とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されない場合は、その事情を十分検証した上で、必要な場合は、社会福祉法又は社会福祉各法に基づき、勧告や改善を命じるなど、厳正に対処するものとする。

(指導監査結果)

第10条 文書指摘があった場合は、「社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱」に基づき、市のホームページに公表する。

2 社会的に許容されない不祥事に係るものについては、当該不祥事の当事者、法人の責任者、施設管理者等の社会的責任を明確にするため、関係者の氏名の公表等を検討するものとする。

(指導監査の実施体制)

第11条 指導監査の実施にあたっては、老人福祉、障害福祉、生活保護及び児童福祉の関係課と事前に連絡調整を行い、指導監査を実施するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。